

公共投資基本計画

平成9年6月

経済企画庁

K00002678



「公共投資基本計画」の改定について

〔平成9年6月19日〕
閣議了解

政府は、「財政構造改革の推進について」（平成9年6月3日閣議決定）において、公共投資基本計画の計画期間を3年間延長するとともに、内容の見直しを行うこととしたことを受け、「公共投資基本計画」について（平成6年10月7日閣議了解）を別冊のとおり平成7年度から同19年度までを期間とする「公共投資基本計画」として改定する。



1	計画の基本的考え方	1
2	社会資本整備のための主要な施策	3
3	社会資本整備の主体	8
4	社会資本整備の財源	9
5	公共投資の規模	10
6	公共投資の配分	11
7	社会資本の整備・運営に当たっての課題	12
8	実施上の留意事項	14
表	公共投資の機能別分類	16

公共投資基本計画

1 計画の基本的考え方

- (1) 我が国の社会資本は、公的主体・民間主体双方の努力により着実に整備が進められてきた結果、その整備水準は、近年向上してきた。特に、我が国の公共投資は、他の先進国と比べ高い水準にあり、整備水準の向上に大きく貢献してきた。しかし、なお立ち遅れている部門が残されており、経済力に見合った豊かさが実感されない要因の一つとなっている。
- (2) 今後、我が国の人口は平成19年（2007年）にピークを迎え（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成9年1月推計）」の中位推計）、人口構成は急速な高齢化を迎えるものと見込まれている。本格的な少子・高齢社会の到来を間近に控え、国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、人口構成を考えると現在のうちに、「構造改革のための経済社会計画」、「経済構造の変革と創造のための行動計画」等に沿って、強力かつ速やかに抜本的な経済構造の改革に取り組むとともに、財政構造の改革を進め、経済の活力を維持しつつ、後世代に負

担を残さないような財源の確保を前提として、社会資本整備を促進していくことが必要である。

- (3) 本計画は、着実な社会資本整備を実施していくための指針として、公的主体・民間主体双方により行われる社会資本整備のあり方について、広く基本的考え方を明らかにするものである。本計画においては、21世紀初頭には社会資本が全体としておおむね整備されることを目標とし、前計画を更に推し進め、平成7年度（1995年度）から19年度（2007年度）までの今後13年間の社会資本整備の基本的方向を示すこととする。また、この間の公共投資の規模と配分を明らかにする。個別分野の具体的な姿については、その時々的情勢に応じ、本計画を踏まえて、各種公共事業関係長期計画及び各年度の予算等において示される。

（注）本計画において、社会資本とは「私的な動機（利潤の追求又は私生活の向上）による投資のみに委ねているときには、国民経済社会の必要性からみて、その存在量が不足するかあるいは著しく不均衡になる等の好ましくない状態におかれると考えられる性質を有する資本」をいう。また、公共投資額とは「国民経済計算

上の公的固定資本形成に用地費、補償費等を加えたもの」をいう。

2 社会資本整備のための主要な施策

社会資本が21世紀初頭には全体としておおむね整備されることを目標として、公的主体・民間主体双方により行われる社会資本整備の基本的方向を次のとおりとする。

- (1) 快適でうるおいのある生活環境の創出に向けて、人々の日常生活に密接に関連した施設の充実を図ることとし、その積極的な整備を促進する。
- ① 上水道については、安全で良質な水道水の安定的な供給の確保を図るため、水質、水量、水圧のレベルアップを推進する。また、下水道、コミュニティプラント、集落排水施設等については、立ち遅れの見られる地方都市や農山漁村に重点を置きつつ、地域の実情に応じた効率的な整備を進めることにより、21世紀初頭までに排水が公的主体により衛生処理される人口の割合を9割を超える程度に増加させる。併せて、合併処理浄化槽については、民間主体による整備についても促進する。
- ② 都市公園等については、21世紀初頭までにおおむね

全ての市街地において歩いて行ける範囲に公園のネットワークを整備するとともに、市街地の植樹面積を3倍にすることなどを目指して整備を進める。

- ③ 廃棄物処理施設については、廃棄物循環型のごみゼロ社会を目指し、21世紀初頭を目途に廃棄物のほとんどすべてを、単に燃やして埋める処理から、極力リサイクルを推進するとともに焼却処理の際に熱エネルギーを活用する循環型の廃棄物処理に転換するものとする。
- ④ 住宅については、規模、立地、性能等の良好な住宅の供給と併せて改良投資を促進し、良質なストックの形成を図るとともに、住宅・宅地関連公共施設の整備を促進する。特に、21世紀初頭までに、住宅事情の厳しい大都市圏の都心部において良質な住宅を160万戸供給するとともに、高齢者等に配慮した住宅の確保を図る。
- ⑤ 鉄道混雑、交通渋滞の緩和、利便性の確保等に向けて、地域の日常的モビリティを支える道路、地下鉄等の地域交通基盤の整備を促進する。また、地区計画等を活用した既成市街地の再開発、電線類の地中化等により、文化性豊かで地域の個性あふれる美しいまちづくりを推進する。

⑥ 農山漁村については、生活の場、生産の場等としての多面的な役割を担うものであることに留意し、都市と比較して相対的に劣っている生活環境の向上に向けて、生活基盤の整備を促進する。

- (2) 急速な高齢化の進展に対応し、高齢者や障害者等が住み慣れた家庭、地域で安心して生活できるよう、「新ゴールドプラン」等の考え方に沿って、社会福祉施設、保健医療施設の充実を図る。また、高齢者等に配慮した住宅の供給、公共交通ターミナルなどにおけるスロープやエレベーター等の設置、車いすでも通りやすい幅の広い歩道の整備を行う。
- (3) 我が国の優れた自然環境、豊かな資源を次世代に引き継ぐとともに、人々が愛着の持てる景観の形成を行いつつ、豊かな自然との触れ合いの場を確保するため自然公園、森林、海域等の整備を推進する。また、港湾、漁港、河川、海岸等の部門にあっても、自然と触れ合うことのできる美しくうるおいある環境を創出するため、親水緑地、親水護岸、海浜及び水質の改善に係る施設等の整備を推進する。
- (4) 国民生活の基盤となる安全の確保のため、
 - ① 山地災害、洪水、海岸侵食等の自然災害を未然に防止

し、安全な国土を構築するため、国土利用形態の変化を踏まえ、美しい景観の形成も含め良質な環境を創造することにも配慮しつつ、治山、治水、砂防、急傾斜地崩壊対策、海岸保全等に関わる施設の着実な整備を推進する。

- ② 安心して暮らせる社会の実現に向けて、高齢者、障害者等交通弱者に対応した交通安全施設の整備、床上浸水対策の推進等、安全な居住環境の確保のための施策を進めるとともに、阪神・淡路大震災等の経験を踏まえ、防災機能の向上を図る。
- (5) 人や物の広域的な交流の拡大及びその効率化を通じて、国土の特色ある発展を実現するため、高規格幹線道路等の整備、高速鉄道ネットワークの整備・高度化等により全国的な基幹的ネットワークの整備を推進する。また、国際化の進展に対応して地方への展開も含め、国際的な交流拠点となる空港、港湾の整備を推進する。さらに、ネットワーク相互のアクセスの向上を図ること等により、効率的・整合的な交通体系の形成を推進する。
- (6) 21世紀に向け、消費者や食品産業のニーズに対応する国内の食料供給力の確保、ウルグアイ・ラウンド農業合意等国際化の進展への対応、活力ある地域社会の形成等の

観点を踏まえ、産業として自立しうるよう農林漁業の体質強化を加速的に図るため、担い手の確保、生産性の向上に資する大区画ほ場整備等の基盤整備を進めるとともに、地域活性化に必要な施設整備を推進する。

- (7) 豊かで質の高い生活を支える発展基盤を構築するため、
- ① 個人のライフスタイルや産業構造の変革等に貢献し、経済社会の諸分野の発展の原動力となる情報通信の高度化について、光ファイバー網の整備をはじめとした民間主体による通信に関連した社会資本の高度化を促進するとともに、必要性を勘案しつつ、行政・教育・医療・福祉・図書館などの公的分野の情報化を進める。
 - ② 人類共通の知的資産を生み出す学術研究、科学技術の振興を図る必要があり、施設の老朽化、狭隘化、設備の陳腐化が我が国の研究レベルの低下を招くことのないように、財政構造改革と整合性のとれたものとする事とされた「科学技術基本計画」の考え方も踏まえ、研究の高度化、多様化に対応した基礎的研究基盤の強化に重点を置いた、大学、国立試験研究機関等の施設・設備の充実を図る。あわせて生涯学習、スポーツ、文化活動等に対する国民の多様なニーズに対応した学校、社会教育

・スポーツ・文化施設の整備を行う。

3 社会資本整備の主体

社会資本の整備は以下の考え方に示されるとおり、社会資本の性格に応じ、整備主体の適切な役割分担と連携の下に行われることが必要である。

(1) 基礎的な社会資本は公的主体が整備し、多様かつ高度なニーズに対する社会資本は、民間主体が収益性を確保しつつ創意と工夫を発揮して効率的に整備することが基本である。

今後とも、より質の高い交通体系の整備、高度情報通信社会の形成に向けた情報通信基盤の整備、エネルギーの安定供給等の分野において、民間主体による充実した社会資本整備が行われるよう規制の緩和や政策融資、税制面等に配慮する。

(2) 住民に身近な社会資本の整備は地方が、利益が広域に及ぶ社会資本の整備は国が主体となっていくことを基本とする。特に、今後重点化を図るべき生活に密接に関連した社会資本の整備に当たっては、地方公共団体の果たす役割が大きいことにかんがみ、地方分権を推進し、地方の自主性、

自立性を高める観点から、今後とも着実な事業実施を図る中で、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、地方の判断に委ねることにより、地域のニーズを踏まえて効率的な整備が進められるようにしていくべきである。また、地方公共団体は地域の総合的な政策主体として長期的なビジョンに基づき、地方単独事業などにより、地域の特性に応じた個性豊かな社会資本の整備を実施することが求められている。そのためには、廃止や一般財源化等補助金等の整理合理化なども重要である。

また、補助事業と地方単独事業を組み合わせた事業の促進を図るとともに、国の補助に当たっても地方における総合的な基盤整備、個性ある社会資本整備に対する要請に配慮したものとする必要がある。

さらに、国の内部でも省庁間の連携を一層強化し、社会資本整備政策の総合性を確保する必要がある。

(3) 社会資本の整備・運営においては、地域住民や利用者の社会の構成員としての自覚に基づいた参加、協力、連携が期待される。

4 社会資本整備の財源

- (1) 社会資本整備の財源については、各々の社会資本の性格に応じ、租税、公債、財政投融资資金、民間資金等を適切に組み合わせる。
- (2) 今後の高齢化の進展を踏まえれば、本計画の実施に際しては、後世代に負担を残さないような財源の確保を前提として、その具体的実施を図っていく必要がある。
- (3) 社会資本整備の受益の程度により、整備主体間の分担も勘案しつつ、官民の適切な資金分担、公的資金内部での適切な組み合わせに努める。

5 公共投資の規模

公共投資の規模については、本格的な少子・高齢社会の到来を間近に控え、豊かで質の高い生活を支える発展基盤を構築する見地から、社会資本が21世紀初頭には全体としておおむね整備されることを目標とし、経済全体とのバランスを考慮しつつ、計画期間中におおむね600兆円の公共投資を行い、これに、今後の内外諸情勢の変化や経済社会の変容等に対し柔軟に対応しうるよう弾力枠30兆円を加えて、公共投資総額をおおむね630兆円とする。

6 公共投資の配分

- (1) 公共投資は、高齢化、情報化、国際化の進展といった社会経済情勢の変化や今後ますます多様化、高度化する国民のニーズに対応し、重点的に配分していく必要がある。

本計画では、前計画の考え方を踏まえ国民生活の豊かさを実感できる経済社会の実現に向けて、下水道、都市公園、廃棄物処理施設、住宅・宅地の整備等の直接的に国民生活の質の向上に結びつくものへの配分の重点化を継続しつつ、この中で、急速な高齢化の進展に対応した福祉の充実を図るとともに、高度情報化等にも適切に対応する。このため、公共投資額のうち生活環境・福祉・文化機能に係るものの割合を60%台前半に増加させるものとする。なお、その他機能に分類されるものの中においても、高齢化、高度情報化等により生ずる新たなニーズへの対応に資するものがあり、これらについても重点的、効率的配分を行う。

また、経済構造改革を早急に推進する必要性等の諸課題に対応すべく、財政構造改革の集中改革期間中（平成10年度（1998年度）から平成12年度（2000年度））の公共事業予算の配分に当たっては、経済構造改革関連の社会資本（高規格幹線道路等、拠点空港、中枢・中核港湾、市街

地整備等)について、物流の効率化対策に資するものを中心として、優先的、重点的に整備する。また、生活関連の社会資本については、一定の生活水準の確保のための投資分野の優先と真に整備が遅れている分野・地域への重点化を図る。

- (2) 地域別配分については、地域の活性化を通じた多極分散型国土の特色ある発展等国土の均衡ある発展を図ることを基本とし、重点的、効率的配分を行い、地域経済への配慮や整備水準についての地域間の格差の是正にも留意しつつ、基礎的条件整備を積極的に推進する。東京圏については、新たな集中を招くことのないよう配慮しつつ、生活環境の改善のための社会資本整備を着実に推進する。

7 社会資本の整備・運営に当たっての課題

- (1) 計画性・総合性を重視しつつ、社会資本整備を効果的かつ効率的に行うため、①事業箇所の重点化による投資効果の早期発現を促進すること、②各種事業間の連携・整合性の確保による総合的な整備を推進すること、③公共用地、代替地の円滑な確保を図るための諸制度の活用・拡充等により深刻化する空間制約に対応すること、④「公共工事コ

スト縮減対策に関する行動指針」(平成9年度(1997年度)以降3年間で諸施策を実施し少なくとも10%以上の縮減を目指す)を踏まえ諸施策を早急に実施すること、⑤費用対効果分析の活用による効率的な整備の推進とチェック機能の強化を図ること、⑥適切な情報の開示等により透明性を確保することが重要である。また、需要の平準化等による効率的な利用の促進に努める。

- (2) 地球環境問題をはじめ今後より深刻になることが予想される環境、エネルギー等の問題に適切に対応し、持続可能な経済社会を構築していくため、「環境基本計画」の考え方に沿って、社会資本の整備や運用においても、環境への負荷の低減、自然と人間との共生の確保、エネルギー利用の効率化等の課題について、国民ニーズの高度化、多様化にも配慮しつつ、新たな対応を行う。また、社会資本整備が環境に及ぼす影響について計画段階から調査予測等を行い、その結果に基づき十分な保全対策等を行う。規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施に当たり、環境影響評価法に基づき、的確な環境影響評価を行う。
- (3) 社会資本整備を円滑かつ効率的に進めるには、計画的な

土地利用の促進と地価の安定が不可欠である。このため、総合的な土地対策を強力に実施するとともに、今後公共投資拡大に当たっては地価高騰を招かないよう細心の配慮を払う。

- (4) 社会資本は各部門の政策体系において当初想定されていた効用を十分発揮する必要がある。具体的には、社会資本の中には、施設の運営に当たる人材、運営のための仕組み、機器や資材、サービスなどの施策が揃って初めて機能するものが少なくない。このため、必要に応じ社会資本の運営のための人材・ソフト等の確保にも配慮する。
- (5) 将来予測される更新需要や維持費の増大に対応し、新規の建設費に加えて更新費・維持費も含めた全体としての経済性を考えること、更新や維持が容易な施設にすること等に配慮しつつ整備を行う。

8 実施上の留意事項

- (1) 各年度の計画の運用に当たっては、各時点での経済・財政情勢を踏まえ、機動的、弾力的に対処する。なお、高齢化が本格化する21世紀を控え、人口構成を考えると現在のうちに、経済構造や財政構造の改革を進め、経済の活力

を維持しつつ、社会資本整備を促進することが必要である。したがって、本計画の実施に当たっては、財政構造改革の推進に配慮しつつ、計画の着実な推進に努めることとする。

- (2) 計画期間中に経済情勢や物価動向が大きく変化した場合には、必要に応じ、計画を見直すこととする。

表 公共投資の機能別分類

	1981～1990年度	1995～2007年度
生活環境・福祉・文化 機能	50%台前半	60%台前半
その他	40%台後半	30%台後半

(注) 「生活環境・福祉・文化機能」に分類される公共投資には、例えば、上下水道、公園、廃棄物処理施設、公共賃貸住宅、住宅・宅地関連公共施設、域内の道路、地下鉄、農山漁村の集落排水施設、河川・港湾・漁港等における緑地整備、厚生福祉施設、学校教育施設、学術研究施設、社会教育・スポーツ・文化施設等に係るものが含まれる。また、同機能に分類されるものに係る情報化に対応する投資も含まれる。